

氏名（本籍）	丹野 傑史（茨城県）
学位の種類	博士（障害科学）
学位記番号	博甲第 6977 号
学位授与年月	平成 26 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	東京都立光明養護学校における教員による治療の実践と変容

主査	筑波大学教授	博士（教育学）	安藤 隆男
副査	筑波大学教授	博士（心身障害学）	四日市 章
副査	筑波大学准教授	博士（心身障害学）	岡 典子
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	川間健之介

論文の内容の要旨

（目的）

本研究は、東京都立光明養護学校（以下、光明養護学校）の治療に着目し、1956 年度に文部省から研究指定を受けて以降、治療を再編する過程で治療の方針、指導体制に変化があったか、特に教員が治療で行った実践の内容、その結果および課題、従来は看護婦が行っていた実践との相違について明らかにすること、さらに教員による治療の実践が当時の肢体不自由教育においてどのような役割を果たしたのかについて明らかにすることを目的とした。

論文の構成は次の通りである。

序 章 研究課題と方法

第一章 光明養護学校における治療の指導体制とその特徴

第二章 光明養護学校における教員による治療の実践

第三章 学習指導要領制定による治療から機能訓練への転換

終 章 研究のまとめと今後の課題

研究課題は、次の 3 つをあげた。第 1 は学習指導要領制定前の光明養護学校における治療の目的、担当、内容、教育課程上の位置づけを明らかにし、他の単独型肢体不自由養護学校との比較によりその特徴を検討する（第一章）。第 2 は治療における教員の実践と従来の医学的訓練との相違について明らかにする。治療の実践は、克服指導として書写指導、言語の克服指導を、機能訓練として言語治療を取り上げる（第二章）。第 3 は、光明養護学校の治療における教員の実践が、学習指導要領制定後の光明養護

学校の実践や当時の肢体不自由教育においてどのような役割を果たしているのかを検討する(第三章)。

(対象と方法)

光明養護学校小学部を検討対象とした。教員による治療の実践は、佐藤彪也の書字指導、岡本梅および佐藤千代子の言語の克服指導、松本昌介の言語治療を取り上げた。これらの教員は校内外において中心的な存在である。研究対象の時期は、光明養護学校が研究指定を受け、本格的に治療の再編に取り組む1956年度を起点として、養護・訓練の成立した前年の1970年度までとした。光明養護学校の実践の特徴を検討するために、同時期に存在した養護学校を比較対象とした。一次資料は学校要覧、研究紀要、研究会発表資料、二次資料は周年記念誌、雑誌(はげみ、療育)、教員の著書、回想録、座談会記録であった。

(結果)

光明養護学校における治療の特徴として、治療の構成、担当者と内容のほかに、克服指導の存在をあげることができる。光明養護学校では、機能訓練を医学的訓練に限定する代わりに、教育面から児童の障害の改善克服を目指した克服指導を設けていた。克服指導は教員が日常の生活訓練や教科指導において、必要に応じて医師の指導を受けながら学校教育活動全般を通じて行う光明養護学校の独自の指導であることに着目したものである。次に、教員がどのような克服指導を実践していたのかについて、佐藤彪也の書写指導、岡本梅および佐藤千代子の言語の克服指導を取り上げるとともに、松本昌介が教員として唯一担当した言語治療についても実践を分析した。教科指導と機能訓練の関係のあり方については、教員間で位置づけが異なっていたものの、教員が授業として取り組む教育的な意義、主体はいかにあるかの本質の共通性は看取できる。最後に、1963年版学習指導要領制定により、機能訓練は体育・機能訓練として教科に位置づけられた。東京都では学習指導要領制定を受け、理療師や技師補を機能訓練を担当する機能訓練師に任用し、各校に配置した。この治療から機能訓練への転換は、その後の教員の関与をさらに低下させることとなった。

(考察)

光明養護学校における治療としての克服指導の存在とその展開について、その教育的意義に視座をおいて討議した。とくに、言語治療は教育実践が先行し、医学的な機能訓練の充実が求められる中で克服指導から機能訓練へ展開するなど、教育が主導した取り組みであったことを明らかにした。1963年版学習指導要領の制定、機能訓練師の導入は、内容の明確化や専門性の高い職員の確保を進める一方、教員の関与の低下を招来したと解釈できる。また、一連の克服指導から言語治療に至るまでの取り組みは各教員の実践にとどまり、学校全体での共通理解による実践には至らなかった。これら教員の個人の営為としての先導性を指摘できる反面、学校組織次元での意味づけとしては脆弱で、結果として克服指導が他校に与えた影響も限定的であり、その成果が生かされたとはいえない。1960年代中盤以降、脳性まひ児の急増にともない重度の脳性まひ児への教育のあり方が模索される中で、克服指導のような教科を中心とした取り組みはほとんど顧みられなかった。

審査の結果の要旨

東京都立光明養護学校は、戦前から戦後の肢体不自由養護学校が整備されるまでの間、わが国の肢体不自由教育を先導する役割を担った学校である。本研究では、光明養護学校が戦後の草創期にあった肢体不自由教育においていかなる役割を果たしたのかを治療の実践に着目して論究したものである。限ら

審査様式 2 - 1

れた資料の中で実践資料を収集し、教師が教育的視点から治療の実践に関与したこととその成果をまとめるとともに、戦後の肢体不自由養護学校の量的拡大の時期や学習指導要領の制定などの転換点において、必ずしも同校の成果の波及がなされなかったことを明らかにした。これまで、光明養護学校を含む肢体不自由教育に係る歴史的研究は、ほとんどなされておらず、本研究は、当該研究領域における嚆矢となることが期待できる。

平成26年1月31日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（障害科学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。